

意見提出者	個人
1. 項目	不動産登記及び商業登記において、登記の申請を業とすることができる資格者代理人（司法書士等）による代理申請の場合における、書面申請の廃止
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、不動産登記申請を行う場合、電子申請と書面申請の両方式が認められている。書面申請の存続により電子申請への移行が阻害されている状況となっている。 商業登記においても同様の状況がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	不動産登記法第18条 商業登記法第17条1項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	資格者代理人による登記の代理申請の場合においては、書面申請を廃止し、電子申請のみを認めることとすべきである。なおこの場合の電子申請は意見（その1）で述べたとおりの電子申請とすべきである。 商業登記においても同様。